

<集団的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例>

○山間部での集落営農の確立を目指して

1. 集落協定の概要

とうはくぐんみささちよう　ひがしおしか				
市町村・協定名	鳥取県東伯郡三朝町　東小鹿			
協　定　面　積 21.9ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交　付　金　額 451万円	個人配分			30%
	共同取組活動 （70%）	農業機械購入・格納庫整備費		44%
		水路・農道維持管理費		11%
		機器購入・各種修繕積立		9%
		運営費		6%
協定参加者	農業者36人、農業生産法人1（構成員5人）、農作業受託組織1（構成員36人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当地域の水田は、川よりも高い位置にあり、また、山中に点在していることから、上流から長距離の水路を複数引くことによって水を確保している。このため水路の維持管理には多くの労力と時間を要する。また、基盤整備は行なわれているが棚田の形態のため、各水田の畦畔には大きな法面があるなど不利な耕作条件が重なっている。このため過疎化、高齢化の進行と相まって、荒廃農地が増加する傾向にあった。

現在地域に在る力で、先人達の努力が積み重ねられた農地を守り、地域文化の継承と地域で元気に暮らしていけることを目標に事業に取り組んでいる。

3. 取組の内容

集落の主な水路は4路線で延長は10kmを超えており、維持管理は各団地ごとの受益者のみで行っていた。農業者の減少により維持管理が難しくなったため、「水路改革委員会」で検討した結果、農家と非農家が協力し、集落全体で水路の維持管理を行うこととした。共同で維持管理をすることによって、自然災害などに対する危機管理の意識、地域の一員という認識が高まり、また、共同作業を通じて親睦が深まった。

農業機械（トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機）、格納庫や作業場を共同で整備し、また、作業受託を行うことによって小規模農家の経費の軽減を図るとともに、作業の受託を行うことで農家の営農が継続し易い環境を整えている。

また、平成18年から集落の記念誌作成に取り組み、平成23年に発行することができた。編集を通じて地域の歴史や文化など地域の良さを知り、見直し、地域の誇りを共有することで、集落のまとまりに繋がっている。



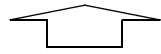
【村づくり対話集会】



【水稲の作業受託】

[集落の将来像]

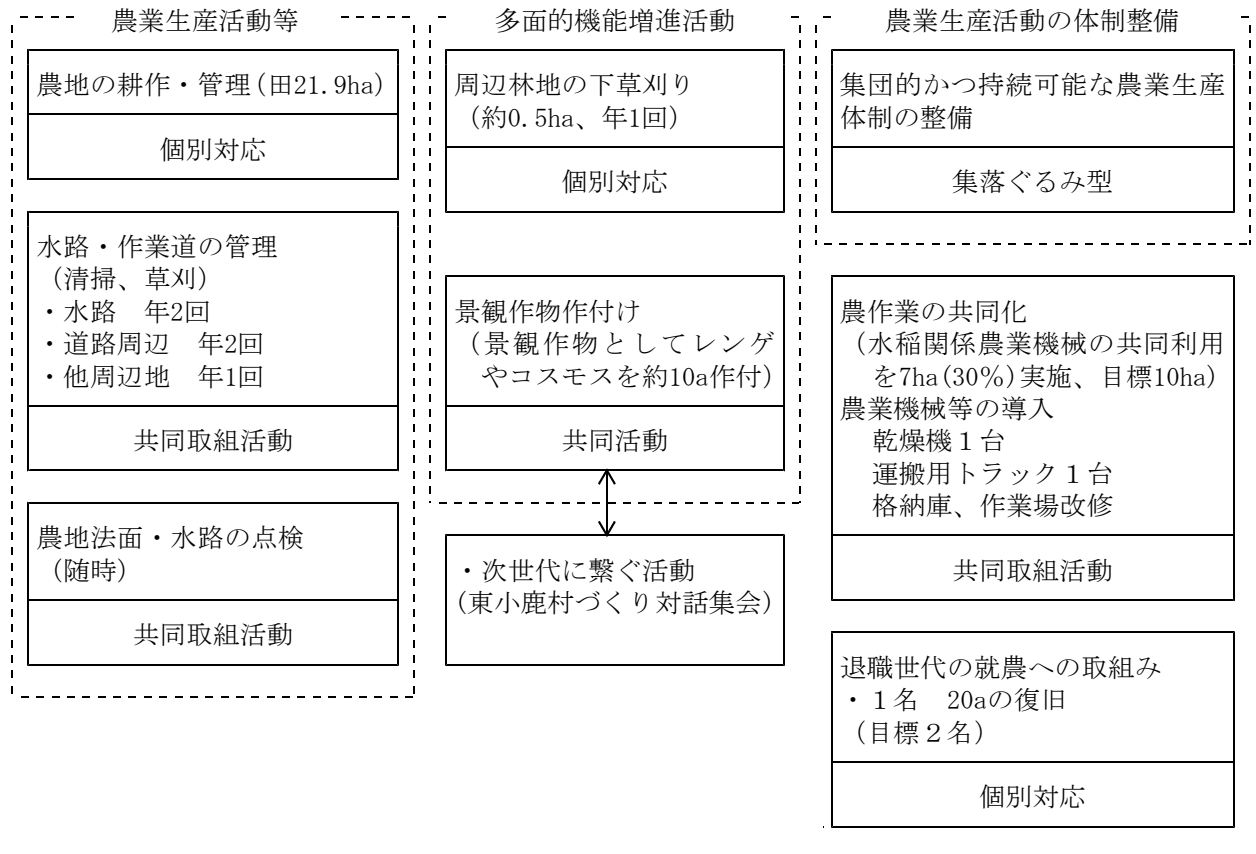
- 持続可能な村と農業
 - ① 共同購入による農作業の効率化、省力化対策の積極的な取り組み
 - ② 豊かで美しい自然、景観、文化を守る取り組み
 - ③ 世代の継続



[将来像を実現するための活動目標]

- 水路・農道の共同維持管理、整備
- 健康で農業を続ける

[活 動 内 容]



集落外との連携

- 耕作放棄地の現状把握

4. 今後の課題等

集落の維持と住みよい村づくりによる、担い手の確保と育成及び継承

[第2期対策の主な成果]

- ・ 共同機械の取得(トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機)
- ・ 草刈、清掃等の共同作業の拡大
- ・ 共同作業場の整備

＜他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例＞

○持続的な農業生産活動を可能とする集落の取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	島根県益田市 大草 ますだし おおくさ			
協 定 面 積 22.9ha	田 (100%) 水稲、野菜、飼料米	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 267万円	個人配分			47%
	共同取組活動 (53%)	役員等への手当		7%
		農地管理費		22%
		鳥獣被害防止対策		20%
		活動事務費		2%
		積立金（機械購入費）		2%
協 定 参 加 者	農業者 24人、特定農業法人 1 法人、交付対象外農家18人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当協定は、ほ場整備実施済みの農地が約9割を占めているが、急傾斜地が約2割を占め、残る8割の緩傾斜は傾斜判定こそ緩傾斜であるが、急な傾斜であることには変わりなく、作業労力としては大変に負担となっていた。また、非効率な作業環境に加え、集落内農家の高齢化も進行しており、農村・農地を守るには「皆で支え合う」ことが重要であると痛感していた。3期対策で団地要件が緩和されたことにより、地区内の高齢農家が管理する農地を協定に取込み、集落が一体となって農地保全に取り組むことができないものかと協議した。2期対策において、特定農業法人を設立しており、地区内の認定農業者とともにC要件のサポート者に位置付けることにより、高齢者が安心して営農を続けられる体制を整えることとした。

3. 取組の内容

地区内の条件の良い農地では、特定農業法人と認定農業者が中心に営農しており、農地の維持・管理は約束されている。しかし、新たに加えた高齢者が管理する急傾斜の水田では、水稲栽培作業は何とかなるが足場の悪い畦畔・法面の管理が課題となっていた。当地域では、高齢者対策として防草ネットを平成19年に試験的に導入しており、それから4年が経過し、その試験結果は、十分に満足できる内容であった。

その結果を踏まえ、当協定では防草ネット設置により高齢農家の積極的な支援を図ることとし、現在では集落協定参加者による共同作業などにより、5箇所まで拡大し、大きい法面にあっては、20人で約30a分の防草ネットを敷設している。



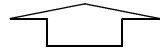
【防草ネットの設置作業】



【防草ネットが設置された水田】

[集落の将来像]

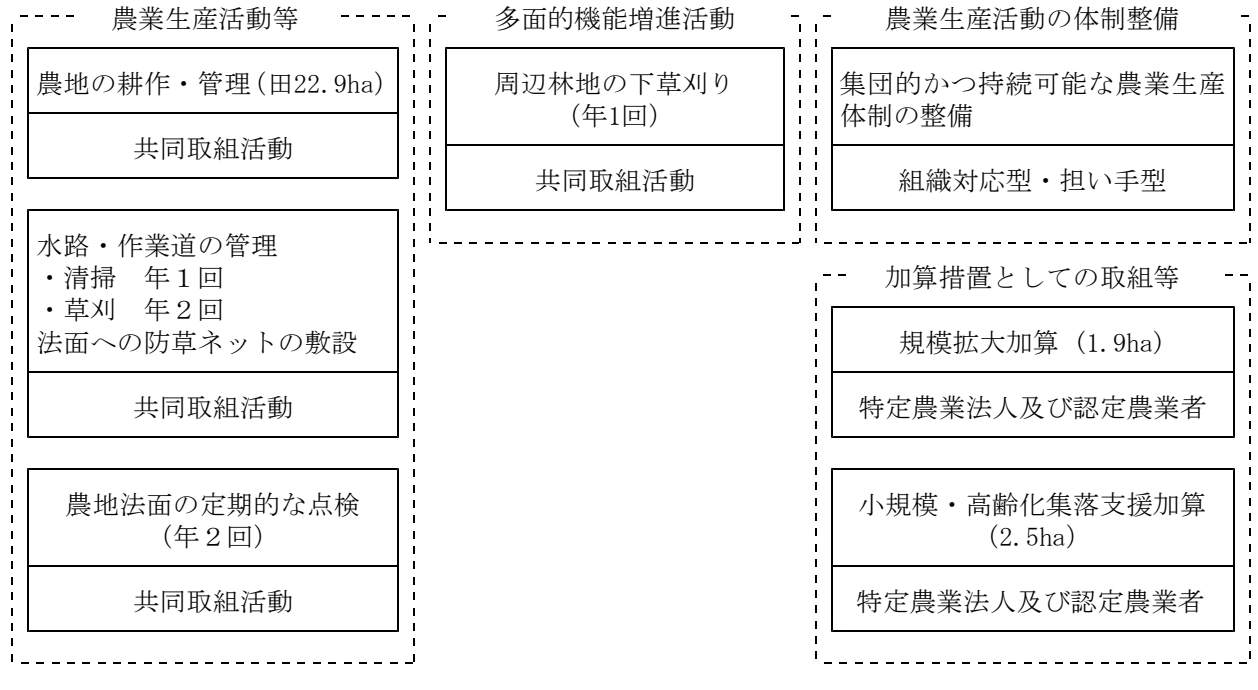
- 農業者の高齢化が進行する中で、特定農業法人の役割が重要となっている。
集落協定は、地域の担い手である特定農業法人の活動をサポートし、地域農業者が安心して農業を継続できる体制を整備する。



[将来像を実現するための活動目標]

- 水路・農道の共同維持管理、整備
- 健康で農業を続ける

[活 動 内 容]



4. 今後の課題等

C要件のサポート者として位置づけられた特定農業法人、及び認定農業者への利用権設定が増加した。これは、集落協定内における明確な担い手としての意識が高まり、責任を持って農地を借り受ける体制が整備されたといえる。これにより、高齢農家も安心して営農に取り組むことができるようになった。【規模拡大加算 H22 1.6ha→H23 1.9ha】

また、小規模・高齢化集落支援加算の対象集落農地は2.5haとなっており、労力支援とともに加算金の優先的かつ負担軽減につながる支出を心がけている。高齢化が進行する集落ではあるが、上記の取組みにより協定参加者が一致団結して協定農用地を守ろうという気運が年々高まっており、連携強化につながっている。しかし、高齢化によって後継者不足にあることは否めず、若者の活動参加が今後の課題となっていることから、若者が参加することにより、協定活動が安定的かつ継続的な取組みになるよう取組みを強化していく。

[第2期対策の主な成果]

- ・特定農業法人の設立

＜その他、取組に特徴のある事例＞

○農地と一体となった周辺竹林の整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					岡山県岡山市 荅山						
協 定 面 積 7.9ha		田 (100%)		畑		草地		採草放牧地			
		水稻									
交 付 金 額 167万円		個人配分								44%	
		共同取組活動 (56%)		水路、農道等の管理活動						27%	
				共同利用施設整備費						12%	
				共同利用機械購入費、研修会等						17%	
協定参加者		農業者 21人							開始：平成20年度		

2. 取組に至る経緯

当集落は、岡山市北区足守地区でも北部に位置し、市南部の平坦で集团的な農地に比べ自然的・経済的・社会的な条件が不利な地域となっている。また、従来、集落に面した里山の管理不足から、イノシシの被害に悩まされていた。

平成18年頃に市から当該制度の紹介があり、少しでも早く取り組み、地域農業の活性化に役立てたいと考え、集落での話し合いや不在村地主への参加を呼びかけたが、なかなか意見がまとまらず、2年間の話し合いの期間を経てようやく平成20年度に協定を結ぶことができた。

3. 取組の内容

農用地の耕作・維持管理活動はもちろんのこと、多面的機能を増進する活動として、鳥獣害の発生源となりつつある周辺の森林の整備に取り組んでいる。特に、農地に接した里山では、竹林の拡大による農地の荒廃と有害野生鳥獣のすみかとなることを防止するため、共同取組で竹林の伐採を行い、農地と森林の間に緩衝帯を設けるとともに、イノシシの防護柵を併用し、より高い被害防止効果が発揮されている。

また、所有者が地区外に居住しているため協定に参加していない農地でも、周辺の農地への悪影響の防止、美しい棚田風景の保持のため、同意を得て随時草刈りを実施している。また、この農地にヤギなどを放牧し、省力的に耕作放棄地の発生を防止するとともに、都市住民との交流の場とすることも計画している。



【周辺の竹林の伐採】



【集落協定対象農用地】

【集落の将来像】

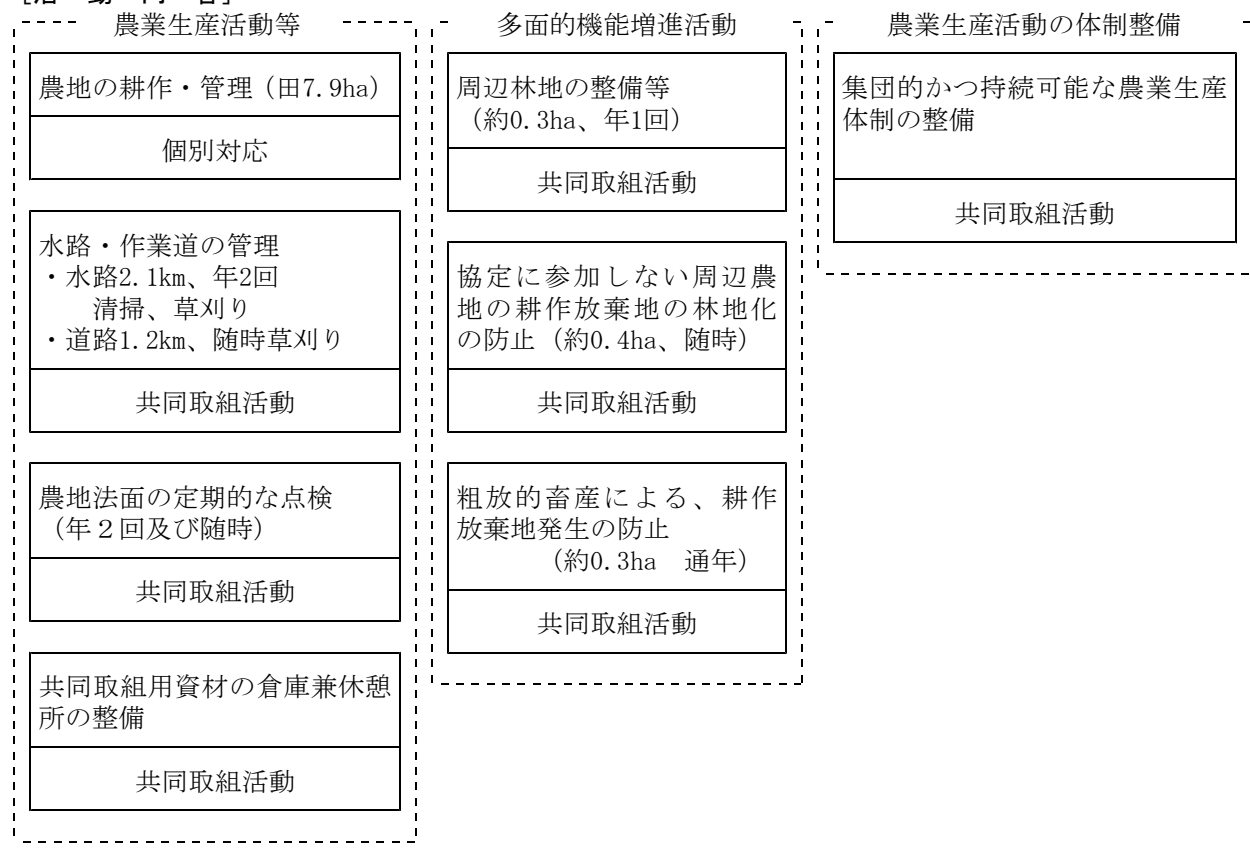
- 地域活性化のためのイベントとして、都市住民との交流促進事業に集落として参加する。
- 棚田風景の保全のため、耕作放棄地の再生、鳥獣被害対策の強化、農道、水路、ため池等の維持管理の強化を図る。
- 体験農園の設置と併せて、小動物を活用した耕作放棄地防止対策に取り組み、ふれあいの場を提供する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 集落マスタープランの概要を参考に記載する。

【活動内容】



4. 今後の課題等

- ・ 不在村地主にも協定への参加を勧め、より確実に農地の保全を図る。
- ・ 都市住民との交流による地域の活性化を図る。
- ・ 集落の農作業を担うリーダーの育成を図る。
- ・ 集落営農による営農の組織化を図り、低コスト化を進める。

【第2期対策の主な成果】

- ・ 第2期対策の3年目から協定を締結し、農地の保全に取り組んでいる。
- ・ 共同取組で利用する草刈り機の整備
- ・ イノシシ防護柵（電柵）の設置
- ・ 集落周辺の耕作放棄地の林地化の防止

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○次世代につながる力強い地域農業へ

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					岡山県津山市神代						
協 定 面 積 35.3ha		田 (100%)		畑		草地		採草放牧地			
		水稻, WCS用稲, 大豆									
交 付 金 額 497万円		個人配分								50%	
		共同取組活動 (50%)		共同機械の購入 (積立)						29%	
				農道、水路の維持管理等						16%	
				その他						5%	
協 定 参 加 者		農業者54人、農業生産法人 1 (構成員4人)、水利組合6								開始：平成12年度	

2. 取組に至る経緯

当集落はこれまで、米価の下落など水田農業に係る経営環境の悪化の中でも、祖先から受け継いだ農地を守らなければならないという高齢者等のひたむきな努力と直払交付金の活用により、地域内の耕作放棄地の発生を最小限にとどめてきた。

平成20年度に普及指導センターの協力で集落アンケート(後継者の有無、農業機械更新の意向等)を実施したところ、現状のような個別完結型の営農形態では、将来、耕作はもとより農地の維持管理が確実に困難になることが分かり、危機感を共有するきっかけとなった。

中山間地域等直接支払制度の3期対策の集落協定の締結に当たっては、A要件(認定農業者の育成、機械の共同化)及びC要件を選択するとともに、地域農業の将来を支える組織の立ち上げについても話し合い、法人設立加算を選択した。

3. 取組の内容

地域営農の組織化については、平成20年度から集落協定参加者の若手を中心となり、検討を開始した。まず、任意団体の集落営農組織又は農業生産法人のどちらを選択すべきかを普及指導センター主催の経営研修会に参加するなど研究を重ね、その結果、対外的信用力向上、責任や会計の明確化等が期待できる農業生産法人の設立を選択し、平成23年8月に農事組合法人アクト神代村を登記し9.5ha(すべて協定農用地)で経営を開始した。今後、農地集積や低コスト化を進め、力強い地域農業の実現に取り組む。



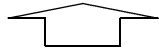
【共同機械の整備等を検討】



【地域戦略作物(WCS用稲)の栽培】

【集落の将来像】

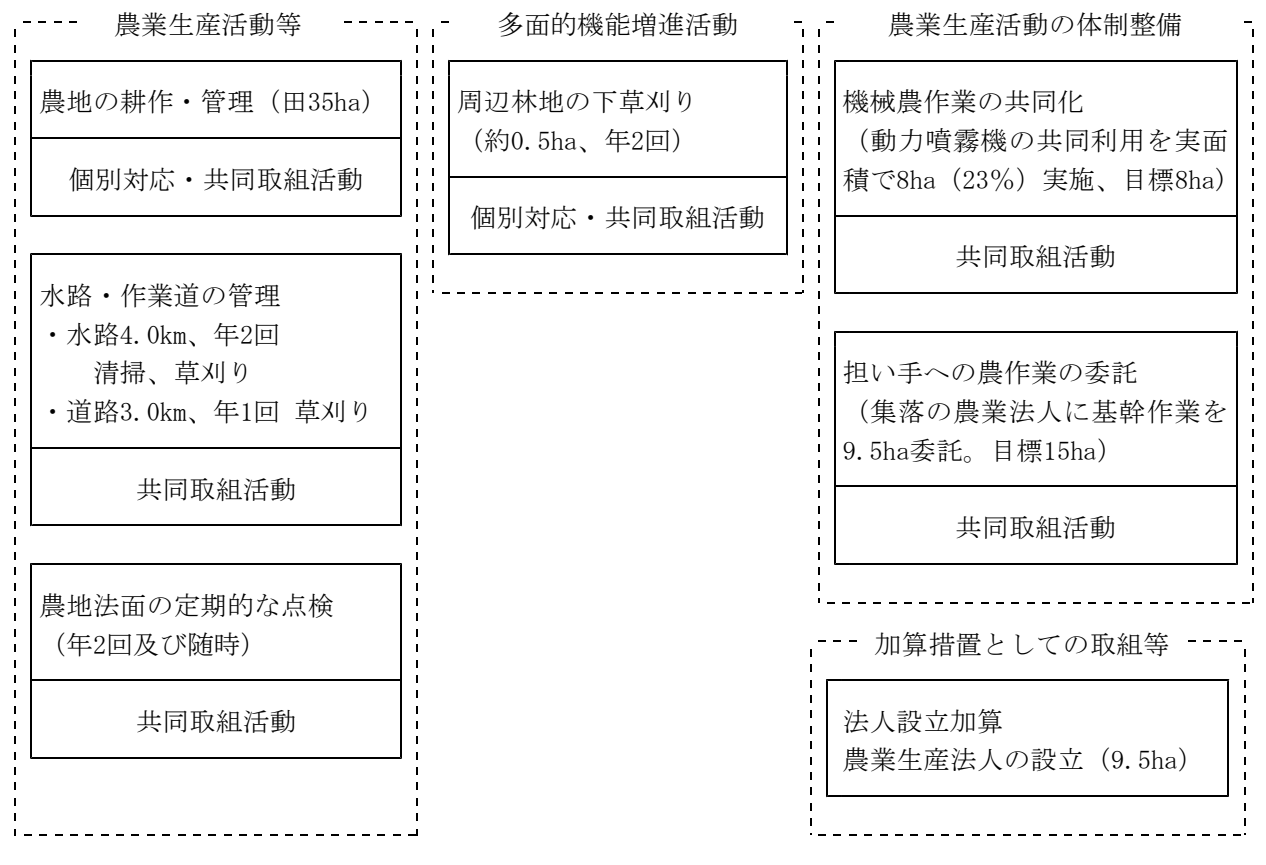
- 低コスト化と多角的な農業経営が実現され、耕作放棄地及び遊休農地がなくなり、若者が希望を持って楽しく農業が継続され、活気ある神代であること。



【将来像を実現するための活動目標】

- 農業法人を中心として共同利用機械・設備等を整え、生産コストの低減、農作業の共同化を進め経営体質の強化を図る。

【活動内容】



4. 今後の課題等

- ・ 法人を中心とした担い手による組織的な営農への転換を図る。
- ・ 直払交付金や集落営農関係事業を活用し、農業機械（コンバイン、田植機等）の整備を進める。
- ・ 野菜・果樹等、地域新品目の導入と6次産業化を推進する。
- ・ 定年退職者等をオペレーターとして雇用するなど、持続的に法人の構成員や地域リーダーが確保・育成できる環境を整備する。
- ・ 農業資源であり、生活環境でもある農道、水路の整備を非農業者を含め地域ぐるみで守る活動を進める。

【第2期対策の主な成果】

- ・ 共同利用機械（トラクター、動力噴霧機等）の整備、共同利用
- ・ 共同防除（水稻）の実施（実面積7.5ha（延べ15ha））
- ・ 共同取組活動の実施（農道、水路、ため池等の清掃・補修による長寿命化）

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○集落営農で「楽しく・元気に・頑張ろう」

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岡山県 ^{たかはし} 高梁市 ^{なか} 中			
協定面積 16.2 ha	田 (29%)	畑 (36%)	草地 (35%)	採草放牧地 (0%)
	水稻	タマネギ, 自然薯	牧草	
交付金額 142万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 (60 %)	農道・水路等の維持管理		32 %
		共同機械の購入		9 %
		その他		19 %
協定参加者	農業者31人、非農業者1人、集落営農組織1組織			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

当地区は天水田が多いことや、農業者の高齢化が進んでいることから水稻栽培の継続が困難となり、今後、耕作放棄地の発生が懸念されていた。

そこで、耕作ができなくなった場合や作業委託を希望する場合に、集落営農組織で栽培管理を引き受ける体制整備が必要と考え、集落で話し合いを重ねてきた。その中で、水田のみでなく集落内に多い畑地も集落営農組織で守るべく、経営の多角化についても検討を進めてきた。

その結果、当集落協定と隣接協定の参加者等で平成 21 年 2 月に集落営農組織「雲海ファームふか」を設立した。

3. 取組の内容

「雲海ファームふか」は「楽しく・元気に・頑張ろう」をスローガンに、農用地の有効活用及び共同作業による農地荒廃の防止並びに地域の活性化を目的としている。

水稻の作業受託のほかに、タマネギ・ジャガイモ・自然薯の栽培に取り組むとともに、一般農作物の作付けが困難なほ場では、組織内に酪農家がいることから草地として牧草の作付けを行うなど、農地の有効利用について工夫を図っている。

また、平成 21 年度から県の委託事業でヤギの放牧による農地の法面管理や耕作放棄地解消を行っている。除草効果は牛に劣るものの、法面を崩さない、給水施設の整備が不要など優れた面を確認するなどヤギ放牧技術の普及に貢献している。



【集落営農組織による作業(タマネギ)】



【ヤギの放牧による農地管理】

[集落の将来像]

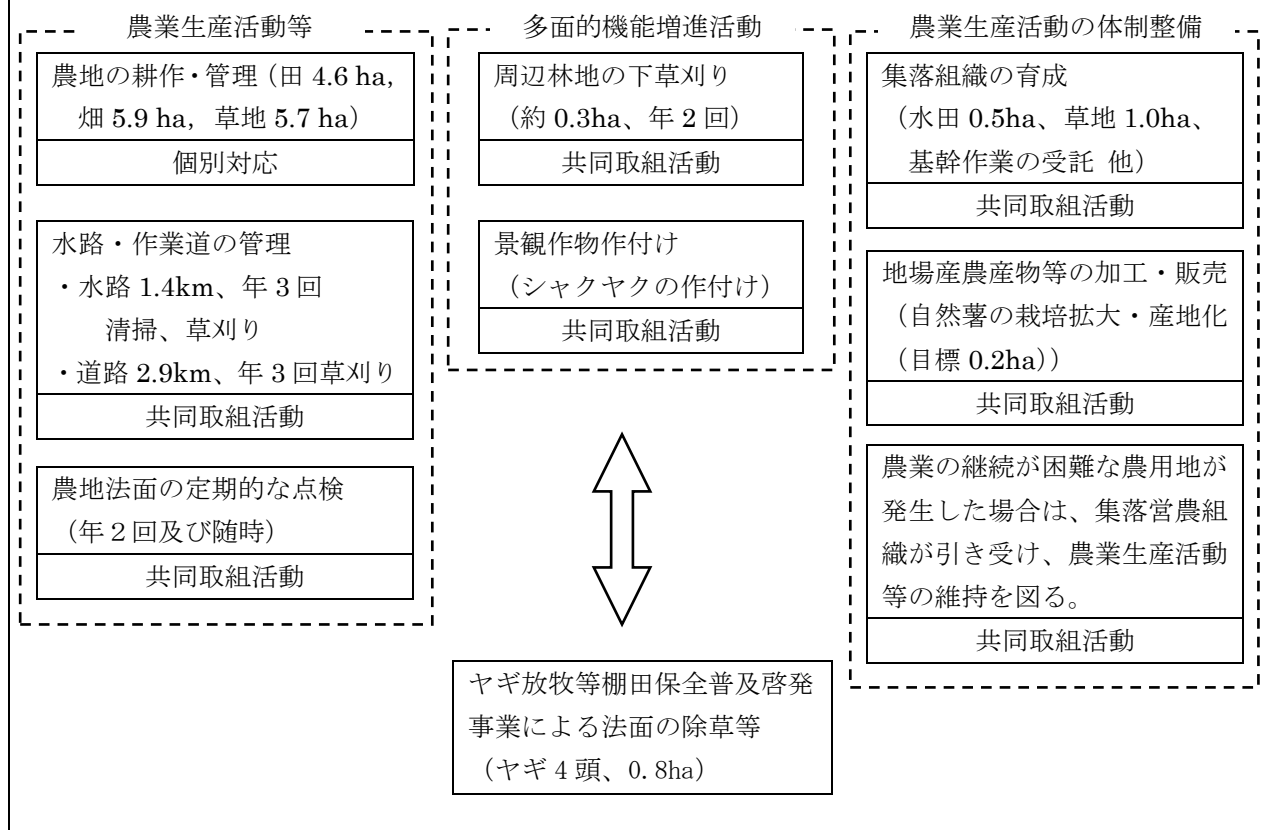
集落営農組織による農業生産活動、地域の実情に即した農地の有効活用等を継続的に実施する組織的な体制の整備

地場産農産物（自然薯等）の加工・販売による農業所得の確保、その継続的な取り組み体制の整備



[将来像を実現するための活動目標]

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成、地場産農産物等の加工・販売
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備



集落外との連携

獣被害防止として、隣接の集落協定との連携による電気柵の設置、維持管理を行う

4. 今後の課題等

集落の農地を守り地域を活性化するため、さらに集落が一丸となった組織体制を整えていく。

また、将来の集落営農組織の法人化に向け、地域内で具体的な検討を進めていくとともに、組織継続のため次世代リーダーの育成を行う。

[第 2 期対策の主な成果]

他の集落協定と連携して集落内を電気柵で囲い、共同で維持管理を行うことにより獣被害が低減した。

＜その他、取組に特徴のある事例＞

地域まるごとカバープランツ

1. 集落協定の概要

市町・協定名	みはらし だいわちょう ふくだ 広島県三原市 大和町 福田			
協定面積 65.3ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 622万円	個人配分 0%			
	共同取組活動 （ 100%）	集落の各担当者の活動に対する経費		
		センチピードグラス吹き付け経費		
		水路・農道等維持管理経費		
協定参加者	農業者35人、非農業者30人、水利組合			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

福田集落は三原市の北部に位置し、水稻を中心に営農が行われている地域であり、高齢化の進行による耕作放棄地の発生が懸念されていた。このような中、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、地域住民による共同取組活動として農地や農道・水路等の施設の維持管理や有害鳥獣の防護柵設置等を行ってきたところである。

3. 取組の内容

第 3 期対策に移行する際に交付金の個人配分をとりやめて、全て共同取組活動費として使用することとし、地域住民の高齢化に伴って農道や水路等の法面管理が困難になりつつあったことから、草刈活動の労力軽減を行うため集落全体をカバープランツで被覆することを活動の柱とし、地域農業の担い手が農業生産活動を継続しやすい環境を整えることとした。

平成 22 年度にセンチピードグラスの吹付機を共同機械として導入し、計画に基づいて順次、吹付面積を拡大している。



【福田集落の全景】



【吹付作業の様子】

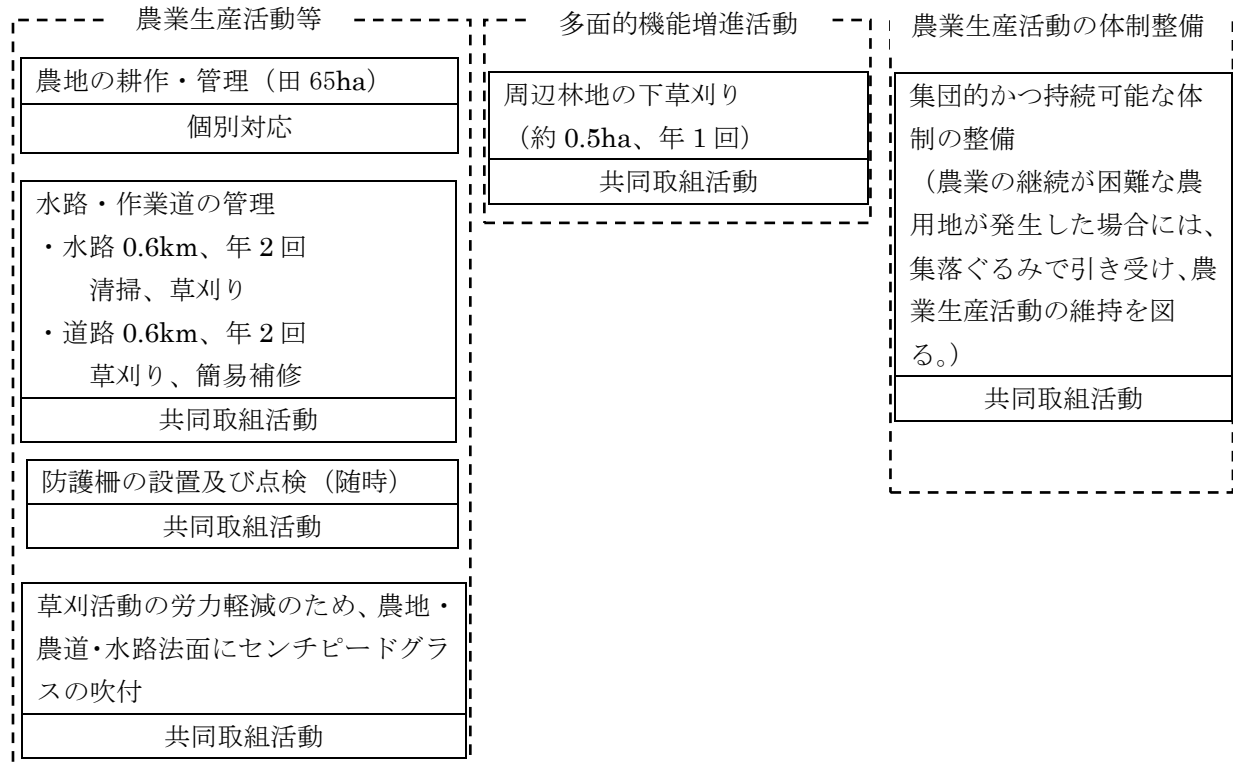
〔集落の将来像〕

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動の体制整備



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
草刈作業の労力軽減のため、集落全域にセンチピードグラスを吹付け



4. 今後の課題等

水稻は地域農業の担い手（認定農業者や大型農家）が行い、野菜等の畑作は高齢農家や女性が行うよう、役割を分担することで持続性のある農業生産体制を構築していきたい。

また、ハウス等の野菜生産拠点の整備を行い、それらの農産物を用いた加工品の生産・販売を視野に入れ、当地域の農業の 6 次産業化を目指したい。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- ・堆肥散布による地力増進
（1.5 t / 10a を 65ha に 7 年間散布した。）
- ・大規模な有害鳥獣防護柵
（集落内に約 12 km 、約 6, 000 枚のワイヤーメッシュを設置）

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○集落営農で活力ある地域を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	広島県廿日市市玖島・吉末			
協定面積 11.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻・野菜			
交付金額 252 万円	個人配分			21%
	共同取組活動 (79%)	農道・水路等の維持管理		8%
		学校給食用米の共同栽培		6%
		水稻無人ヘリ共同防除		20%
		獣害被害防止対策		10%
		集落営農法人設立		35%
協定参加者	農業者 32 人, 特定農業法人 1 法人 (構成員 29 人)			開始: 平成 21 年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、全戸が兼業農家で、一人暮らし高齢者家庭や不在地主もあり農地の荒廃が心配されてきた。廿日市市では平成 21 年度から学校給食用米の生産取組みが始まり、当集落では荒廃が心配される農地で給食用米を共同栽培して、集落の共同取組みを強化した。

また、集落営農と共に集落の共有林管理についても一つの組織で対応しようと話し合い、集落法人の設立に向けての取組みが始まった。

3. 取組の内容

荒廃が心配されている農地の水利改善のため、水路の簡易な補修等を集落で実施した。イノシシ被害の多い谷については、水田に隣接する里山の立木を間伐することにより、見通しの良いバッファゾーンを作った。

集落内の水田 75 a で学校給食用米を共同栽培した。機械作業は農機具を所有する農家による共同作業、及び農事組合法人さいきへ一部作業委託により実施した。

集落で平成 22 年 6 月から月に 2 回程度話し合いを行い、平成 22 年 11 月に株式会社よっせえ（特定農業法人）を設立した。

集落法人への農地の集積による担い手の確保と営農体制を整備し、農地の保全を行う。



【学校給食用米共同栽培の作業】



【平成 22 年 11 月 23 日

株よっせえ設立報告・祝賀会の様子】

〔集落の将来像〕

○ 集落法人と連携を取り農地を集積することで、農地の有効利用や農地の保全に努め、活力のある農業を展開するとともに、集落規約「住民お互いが長い付き合いをしよう」を実現させるためにも地域の農林業を継続的に発展させる。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 集落法人を設立し、集落法人へ農地を集積させることにより、農地の有効利用を図るとともに耕作放棄地の発生を防止する。
- 水路・農道・畦畔の管理は、農地所有者と集落法人が連携を取り、草刈等の作業を実施する。

〔活 動 内 容〕

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (11.9ha)

個別対応・作業受委託

水路・作業道の管理

- ・ 水路 3 km,
清掃年 1 回, 草刈年 3 回
- ・ 道路 2 km, 草刈年 3 回

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

鳥獣被害防止対策

- ・ 侵入防止柵の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 1ha, 年 1 回)

個別対応

農業生産活動の体制整備

担い手への集積
(4ha (33%) 実施,
目標 10ha)

共同取組活動

加算措置としての取組等

法人設立加算
(特定農業法人の設立:
H22. 11)

共同取組活動

学校給食用米の共同栽培
(75 a 実施, 目標 1ha)

共同取組活動

水稻の無人ヘリコプター防除
・ 8ha で出穂前後に実施

共同取組活動

4. 今後の課題等

現在までの取組みにより、鳥獣被害防止や農道・水路の保守管理が行われ、耕作放棄地が減少して農業生産意欲も維持されており、話し合いの継続により当初の目的であった特定農業法人の設立が実現した。今後も、集落法人への農地集積を拡げ、法人経営の安定化を目指すとともに、集落法人を中心とした集落ぐるみの営農への発展・定着を図り、持続可能な農業生産体制を確立する。

＜農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例＞

○集落と集落営農組織の連携～緑豊かな七見の里を後世につなげよう～

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県下関市 七見				
協定面積 46.5ha	田（100%）		畑	草地	採草放牧地
	水稻34.2ha・小麦9ha・玉ねぎ0.2ha・キャベツ0.2ha 他				
交付金額 512万円	個人配分				29%
	共同取組活動 （71%）	農業生産活動等の体制整備に向けた活動等経費			5%
		水路、農道等の維持・管理等経費			6%
		農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費			4%
		交付金の積立・繰越（共同機械購入に係る）			49%
		視察研修・事務費・役員報酬等			7%
協定参加者	農業者 29人、2組合（内1特定農業法人）（構成員34人）			開始：平成22年度	

2. 取組に至る経緯

七見地区は、平成8年度に県営ほ場整備事業を実施し、汎用化された圃場では水稻や小麦を中心に機械の共同利用が行われてきた。しかし、農業従事者の高齢化は年々進み、農地の保全や担い手不足、後継者対策に対応すべく集落内での合意形成を図り、平成19年度に特定農業団体の認定を受け、七見営農生産組合での水稻、小麦の一元経理を開始した。

本組織を中心に、将来に向けた議論を進めている中、平成22年度に県の特認基準が見直され、県知事特認地域の指定を受けたことから、急傾斜農用地の9.7ha、参加農家30戸と生産組織1組織で取組を開始、平成23年度には特認地域の緩傾斜農用地も対象となり、緩傾斜農用地36.8haを追加し、全体で29戸、1組織、46.5haとなり、七見地区のほぼ全域を対象に取組を行っている。

3. 取組の内容

当地域は、本制度取組以前から集落営農や自治会の運動会、縁日等の活動が盛んな地域で、平成19年度に特定農業団体の認定を受け、法人化を見据えた集落営農が進められてきた。平成22年度から本制度の対象となり、協定の締結を機に法人化への気運が急速に高まり、平成23年10月に農業法人七見の里を設立した。

当初から交付金の半分を組織への支援として積み立て、平成23年度には営農に必要なトラクター30ps、乗用管理機23ps、田植え機6条を国、県の事業を活用し導入した。今後も本交付金を活用し必要な機械の導入を図るとともに、特定農業法人七見の里を中心に、農地の保全や野菜の生産拡大、環境保全型農業などに取り組む。

また、農閑期には集落の女性を中心に、農地・農道等の法面への景観形成作物の作付けなど環境を意識した取組を進めていく。



【農業法人七見の里の設立】



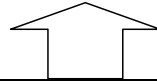
【共同機械購入した乗用管理機】



【集落の女性を中心とした景観整備作業】

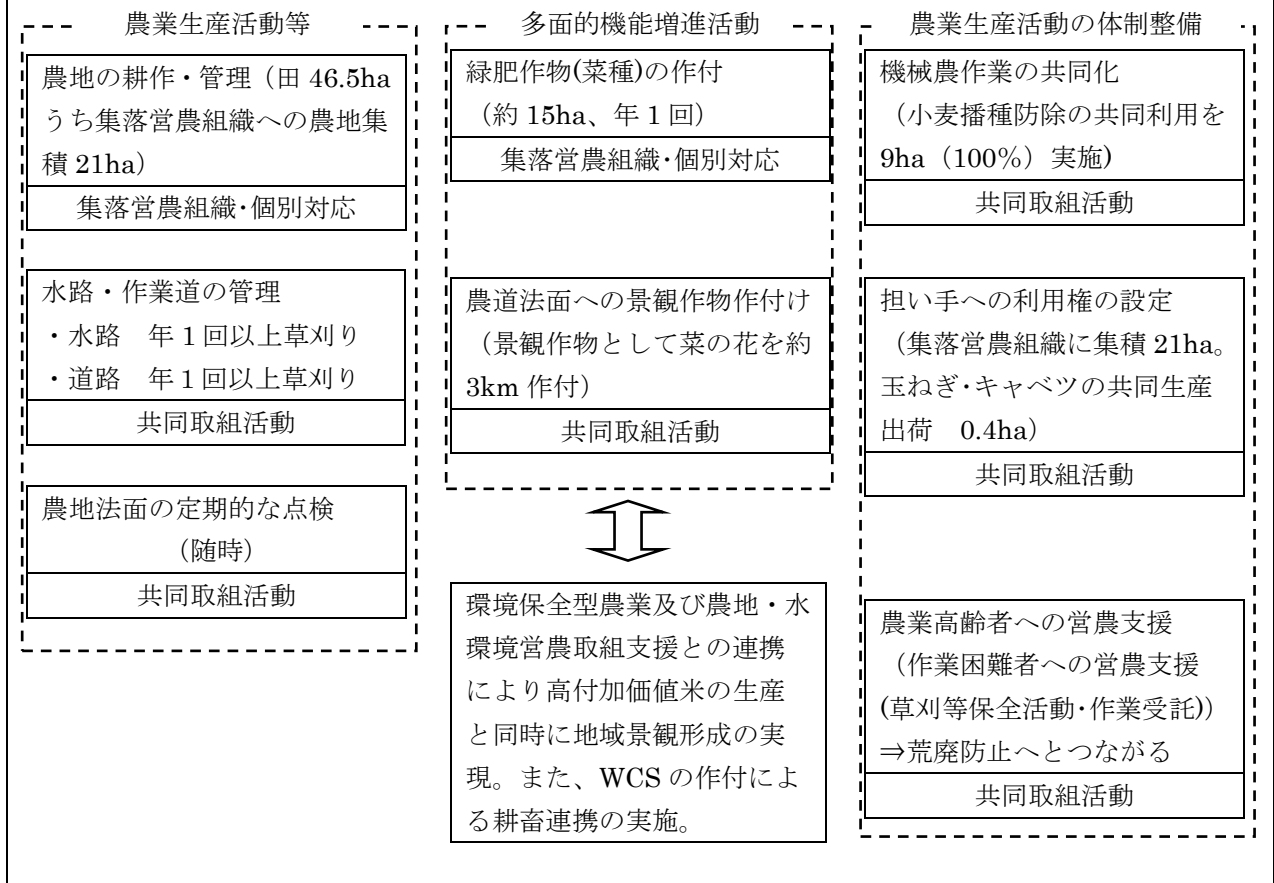
〔集落の将来像〕

- 七見集落については、地域の将来を考えコミュニティを重視し、担い手の育成、環境整備へ力を入れていく。また、担い手への農地集積を加速させる。また、農地の有効活用(2毛作)の実現による荒廃防止や、畜産農家との連携(耕畜連携)による飼料作物の生産に取り組むことにより農地保全を行う。
- 集落活動については、おもてなしの心を重要視し、景観整備を行い、七見にまた来たくするような集落を目指している。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 緑豊かな七見の里を後世につなげよう



集落外との連携

- 集落営農組織の非構成員がこれから高齢化してくるため連携を図り、構成員になっていただけるように活動をする。また、認定農業者の主たる営農地域(上田部地区)と隣接しており、将来農地を保全できるよう、話し合いを継続する。

4. 今後の課題等

当集落協定及び農地・水・環境保全活動協定(自治会)並びに集落営農組織の構成員が一致していないため、共同機械の利用料等を整理する必要がある。また、当集落や周辺集落の農業者が高齢化しており、農地集積の再整理や鳥獣害対策も含め、今後の集落営農組織の担い手育成が課題である。

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○法人の設立と農用地維持管理

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県萩市 はぎし 11区原中 11くはらなか			
協定面積 21.0ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	大豆、米			
交付金額 178 万円	個人配分			47%
	共同取組活動 (53%)	役員報酬		7%
		マスタープラン実現のための経費		9%
		水路・農道管理費		6%
		農用地維持管理費		31%
協定参加者	農業者 6人、特定農業法人1 (構成員23人)、水利組合 1			開始：平成13 年度

2. 取組に至る経緯

11 区原中集落では、第 2 期対策で法人化をめざし、基幹 3 作業の機械共同作業化を進め、平成 23 年 1 月に法人「小川の郷」を設立した。

法人「小川の郷」217,358 m²と 11 区原中団地 210,161 m²とは一部を除いて同一地域であり、法人は地域の環境を守りながら農業経営を維持することを目的として活動している。今、地域農業を守ることで一番苦勞をしているのが農用地の維持管理（畦畔、農用地法面の草刈り）である。

3. 取組の内容

上記の対策として、中山間地域等直接支払交付金より農用地の維持管理費として、年 3 回以上の草刈りで、畦畔面積 1 m²当たり 10 円を出すことを決めている。正確な畦畔面積を出すためコンサルタント会社に計測を依頼し、費用は法人が負担している。



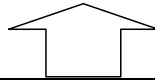
【法人設立総会の様子】



【農道・水路共同作業の様子】

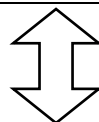
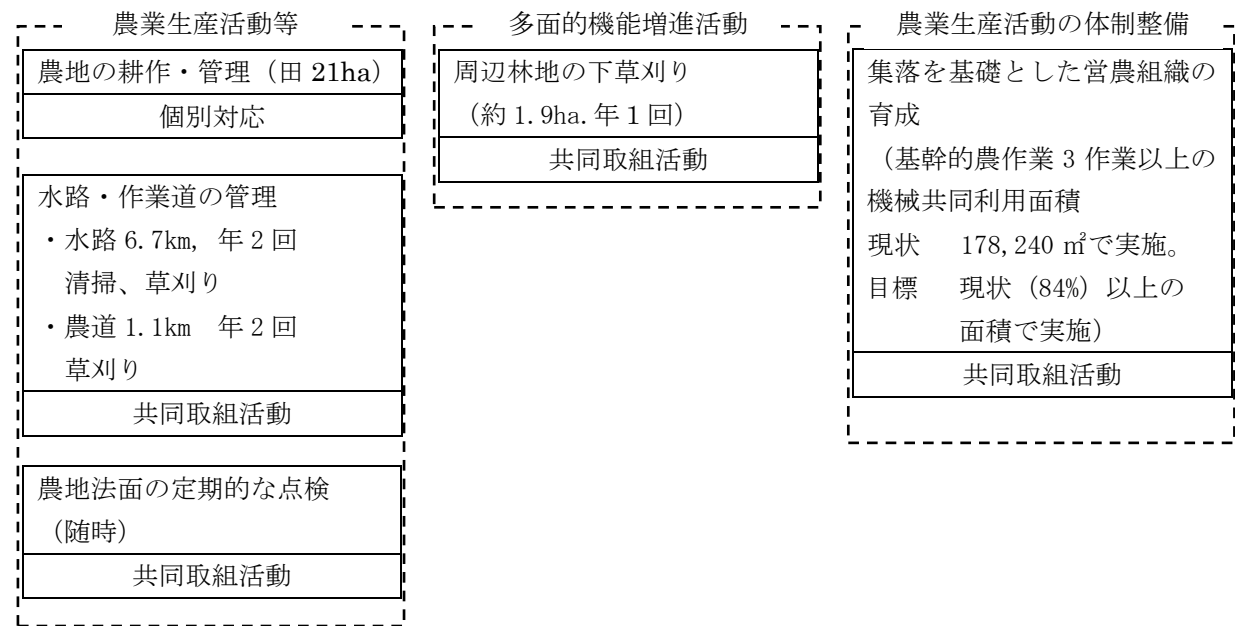
[集落の将来像]

○集落を基礎とした営農組織の育成のため、基幹3作業の機械共同利用面積の増加に取り組む。法人は米依存型農業から脱皮し、新規作物の導入、高付加価値農業を实践し、環境を守りながら農業経営を維持する。



[将来像を実現するための活動目標]

○地域の環境を守りながら農業経営を維持



集落外との連携

○旧田万川地域の 6 農業団体で田万川大豆協議会を立ち上げ、大豆コンバイン、管理機等大型機械の共同利用、栽培技術の研鑽に取り組んでいる。

4. 今後の課題等

基幹的農作業 3 作業以上の機械共同利用により賃貸借契約解除地を耕作し、耕作放棄地ゼロを達成してきた。現在、農作業を行っている者は法人を設立した 60 歳・70 歳代がほとんどであり、担い手の確保が急務である。

[第 2 期対策の主な成果]

- 1 年目（平成17年度）の活動で特定農業団体を設立し、基幹的農作業3作業以上とする機械共同利用面積の目標を62%に定めた。
- 2 年目以降は順次機械共同利用面積が増加し、5年目では178,240m²（84%）を達成した。これにより平成23年1月の法人設立の機運が生まれた。

＜その他、取組に特徴のある事例＞

○児童の農業体験と鳥獣被害対策による地域農業の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	徳島県阿波市阿波町 梅ノ木原			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
3.8ha	水稻			
交 付 金 額	個人配分			50%
80万円	共同取組活動 (50%)	役員報酬		10%
		水路・農道等管理費		9%
		農地管理費		11%
		その他		20%
協 定 参 加 者	農業者 20人			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

徳島県阿波市は、県の中央北部の吉野川北岸に位置し、市の北部は阿讃山脈で香川県と接している。阿讃山脈の麓にある当集落は、農業生産活動を行うには条件が厳しい急傾斜農用地が多い地域である。

当集落は、過疎化・高齢化が進む中、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続可能な農業生産活動を行うため、平成17年度から当制度に取り組むこととした。

3. 取組の内容

地域からの要望もあり、平成19年度からは地元の子供会と連携し、地元の児童・父兄がサツマイモの栽培や収穫体験する場を作り、農業や自然生態系について理解を深め、地産地消を推進する活動に取り組んでいる。

児童らは収穫したサツマイモを家庭に持ち帰り、秋の味覚として楽しむとともに、農業の楽しさ、難しさ、そして自ら作った物を食べる喜びを経験している。集落としては、児童らの中から将来の地域農業の引き継ぐ者が生まれることを期待している。

また、この地域はイノシシによる農作物被害が激しいため、当集落は当制度の交付金と県の補助金を活用し、イノシシ進入防止柵を約700m設置し、ほぼ被害を抑えることに成功している。



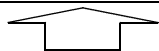
【梅ノ木原集落】



【児童らによるサツマイモの収穫】

【集落の将来像】

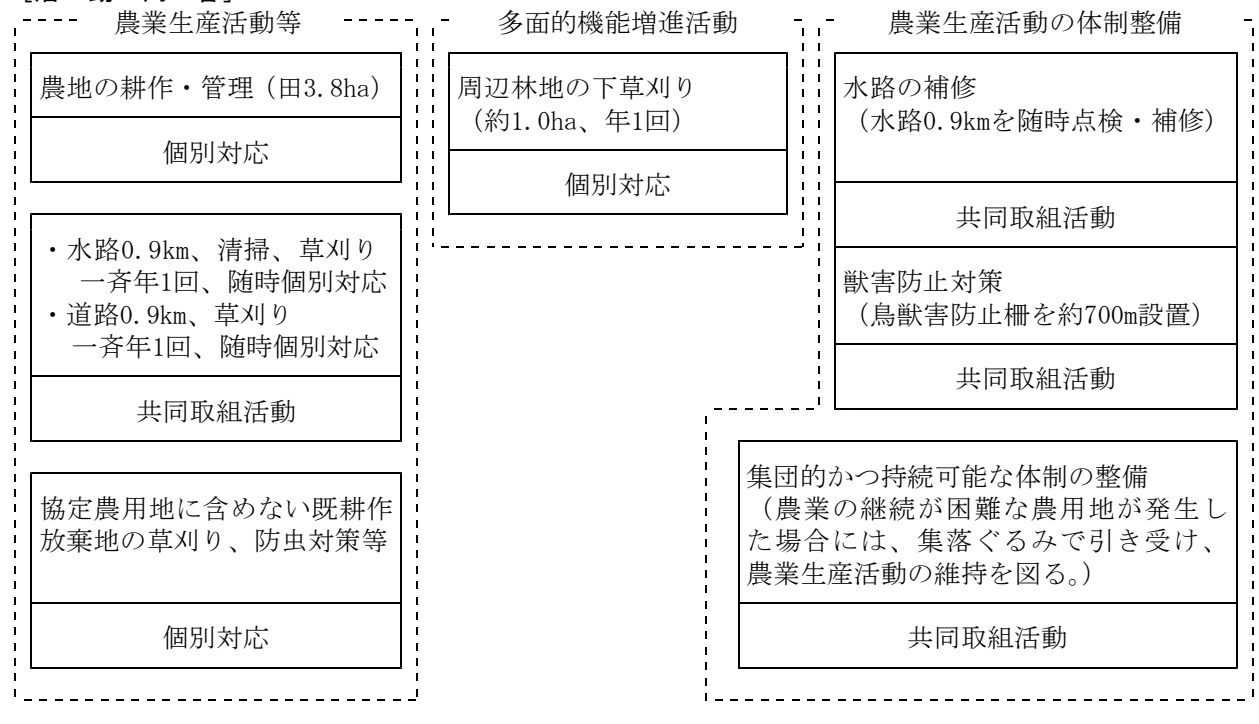
○ 地域から流出した人たちが後継者として戻ることができるような魅力ある集落づくりを進め、後継者が他業種に従事しながらも、将来にわたって農業生産活動や農地の管理を継続できる体制を整備する。



【将来像を実現するための活動目標】

○ 農業生産活動等の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制を維持する。
○ 地元子供会との連携による児童らへの農業体験学習を継続するとともに、深刻化するイノシシによる農作物被害を防止するための防護柵を設置し、将来にわたって農地を維持管理していく。

【活動内容】



4. 今後の課題等

中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、農業生産活動の継続実施、農道や水路の共同管理体制の充実、耕作放棄地の発生防止、更には高齢化により農業生産活動等の継続が難しくなった者が生じた際に備えたサポート体制の整備など、様々な面で大きな効果を得ることができた。また、児童の農作業体験など、集落の環境整備や将来の担い手育成にも寄与するであろう、多面的機能の増進に繋がる活動を地域に定着させることができた。これは当制度に取り組まなければ実現しなかったことであり、当制度は地域にとって欠かせないものとなっている。

今後の課題としては、集落全体が高齢化していることから減退しかかっている地域の営農意欲が、獣害によって更に低下することを懸念している。そのため、防護柵の設置等の鳥獣被害対策を行政の支援を得ながら着実に推し進めていく必要がある。

【第2期対策の主な成果】

- 認定農業者の育成（H18：2名）
- 地元子供会との連携による農業体験の実施（H19～現在：毎年約40名）

<担い手への農地集積等に取り組む事例>

○集落営農組織への農地集積による地域農業の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	徳島県海部郡牟岐町 ^{かいふぐんむぎちょうへがわ} 辺川			
協 定 面 積 30.2ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲			
交 付 金 額 510万円	個人配分			100%
	共同取組活動 (0%)			
協 定 参 加 者	農業者 28人、集落営農組織			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

徳島県阿南市から高知県室戸岬までの紀伊水道に面した海岸線が指定されている室戸阿南海岸国定公園の区域を含んだ位置にある徳島県海部郡牟岐町は、風光明媚であり、かつ山間部も多く抱える農林水産業が基幹産業の町である。

辺川集落は牟岐町東部の急傾斜な山間地域に位置し、水稲を中心に、施設ネギ、ブロッコリー等を栽培している。集落内にある農地の基盤整備率は85%と進んではいるものの、農家の高齢化、農産物価格の下落、燃料代の高騰、機械の老朽化、鳥獣被害の増大等から、耕作意欲が低下し、後継者不足や耕作放棄地の増大が懸念された。

そこで、将来に渡って農業生産活動を継続的に実施するため、集落全体で話し合いを行い、平成12年度から当制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

本制度の交付金等を活用してトラクター、畦塗機、コンバイン等の農業用機械を共同購入した。農作業については、機械を有効活用するため、協定内の核となる認定農業者等6名が設立した集落営農組織「安心ファーム“へがわ”」に農地を集積し、積極的に農作業の受託を行っている。現在は協定農用地のうち約18haを集積した。

また、当集落では、他と比べて早くから鳥獣被害対策として、電気柵を集落全体で導入しており、交付金を維持補修などに要する経費に充てている。



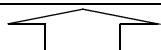
【第3期対策実施に向けた集落内の話し合い】



【集落営農組織による農作業】

【集落の将来像】

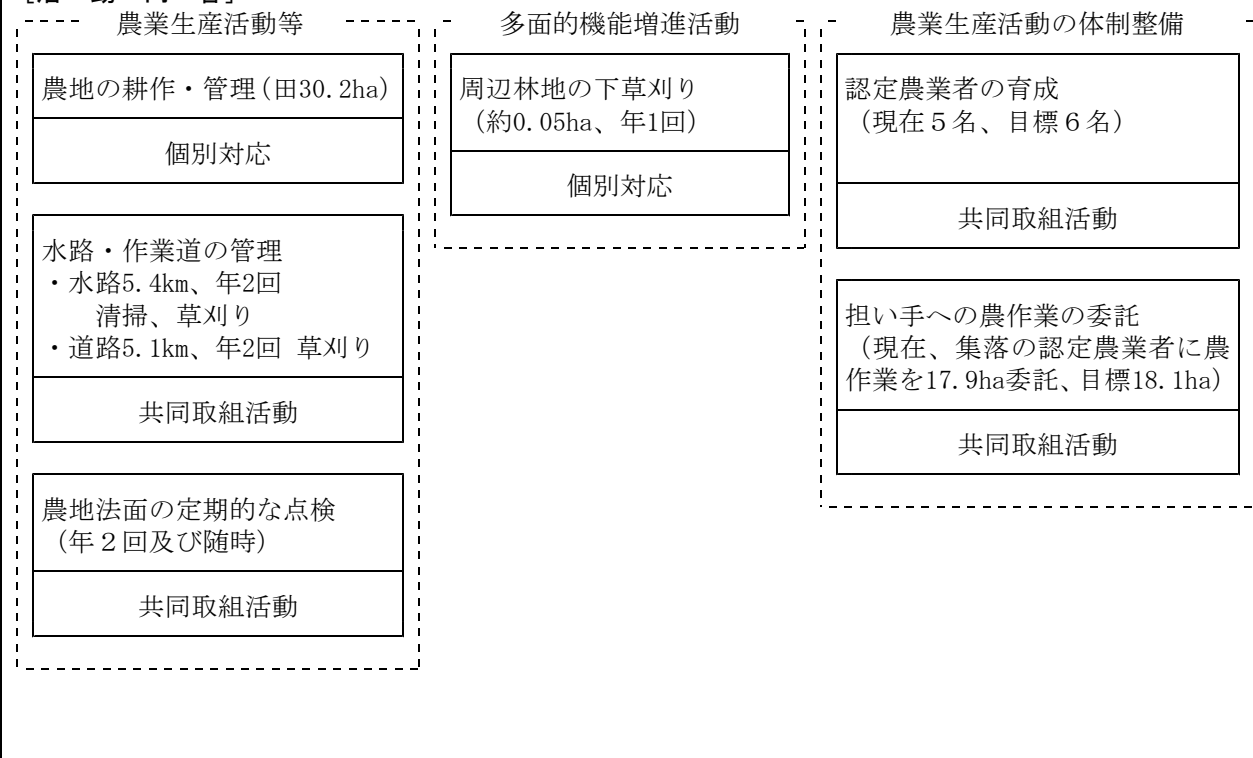
○認定農業者を中心に集落ぐるみで農業生産活動を行いながら、農作業の受委託や農地の集積の推進を積極的に図り、高齢者を含めた農業者が将来に渡って安心して農業に取り組める体制づくりを確立する。



【将来像を実現するための活動目標】

- 認定農業者の育成
- 担い手への農地集積及び農作業の委託

【活動内容】



4. 今後の課題等

第1期対策が始まってから約12年が経過した現在、共同取組活動等を実施した効果として、協定構成員の農地保全への意識が格段に高まったことが挙げられる。

協定としては、今後も引き続き農地の集積・作業受委託等を推進・実施し、農用地の適切な維持・管理を行っていくことにしている。

【第2期対策の主な成果】

- 担い手への利用集積による体質強化(H17:8.8ha、H21実績:13.7ha)
- 農作業受託組織の設立による効率的な営農体制の整備
- 電気柵・捕獲檻の設置による鳥獣被害対策の整備、抑草マットの導入

<地場産農産物の加工・販売に取り組む事例>

○集落の活性化を一緒に目指す女性や非農家

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	あやうたぐんあやがわちよう ど い 香川県 綾歌郡 綾川 町 土井			
協定面積 9.3ha	田 (99%)	畑 (1%)	草地	採草放牧地
	水稻、小麦	柑橘		
交付金額 195万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)			
	道路・水路管理費 役員報酬			46% 4%
協定参加者	農業者 17人、非農家 5人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

綾川町（旧綾上町）は過疎法の過疎地域であり、土井集落も人口減少や高齢化に伴う活力の低下が懸念されていた。

このことから、中山間地域等直接支払制度が開始された平成 12 年度から非農家も含めて集落協定を締結し、非農家と一緒に集落内にある水路・農道の管理などの共同活動を行ってきた。また、第 2 期対策からは農業生産活動等の体制整備を図るため、女性を中心となり地場産であるキュウリの加工・販売にも取り組み、女性の生きがいとなりつつある。

3. 取組の内容

第 3 期対策では、病気、高齢などを心配する農業者も安心して制度に参加できるように、集落ぐるみ型の支援体制整備に取り組んでいる。また、ケイ酸質資材の投入による土壌改良も計画的に実施し、農業生産条件の強化に努めている。

第 1 期対策から取り組んでいる非農家との連携については今後も継続していくとともに、地場産農産物の加工・販売については先進地を視察研修するなど、新たな加工品開発や販売方法の見直しを目指している。



【非農家も参加しての話し合いの状況】



【加工品の『胡瓜の即席漬け』】

〔集落の将来像〕

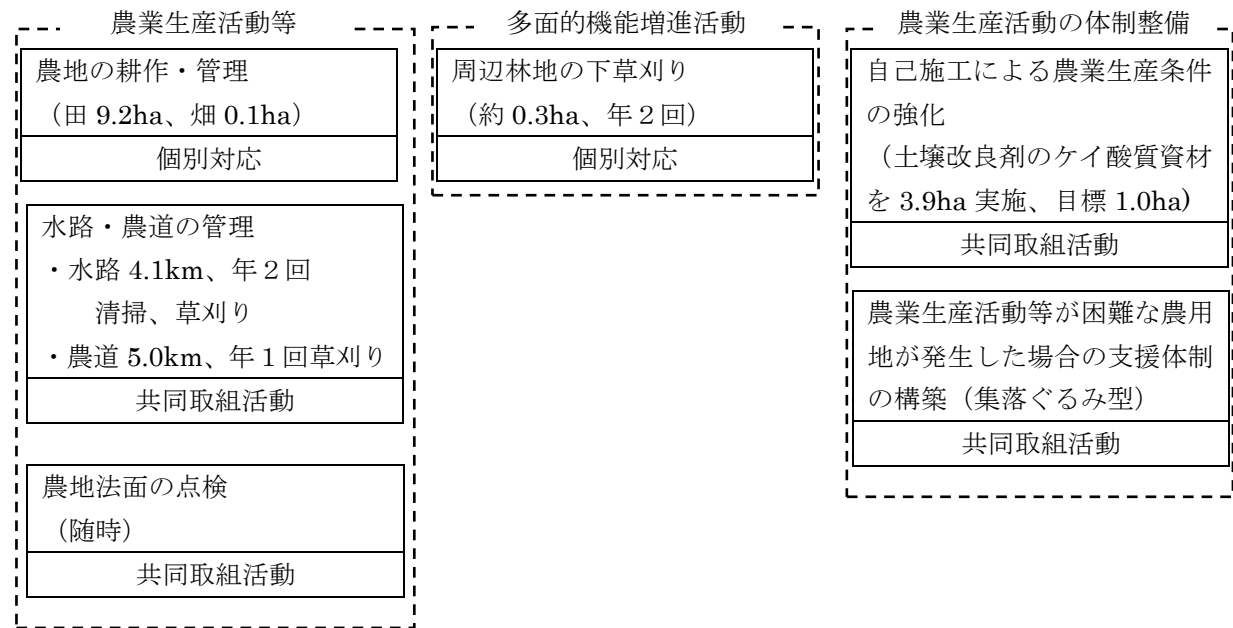
○集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備



〔将来像を実現するための活動目標〕

○共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

（農業の継続が困難になった農地が発生した場合に備えたサポート体制を維持する。）



4. 今後の課題等

活動組織に非農家を含めることにより自治会とほぼ同じ構成員となっていることから、中山間地域等直接支払制度を活用した集落の活性化に向けての意識統一は図りやすい環境にある。しかし、人口減少や高齢化による労働力不足はますます厳しさが増すものと考えられるため、機械の共同利用や土壌改良の実施面積の拡大、法面管理の支援などの課題の解決を図るため、集落営農組織の体制の構築を目指していきたい。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- 地場産農産物等の加工・販売（名称：「胡瓜の即席漬け」など、産直施設で販売）
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携
 - ・農業生産活動等への一体的活動（H21：6人）

<集团的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例>

○共同取組活動による魅力ある農村集落づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛媛県北宇和郡鬼北町 宮成 きたうわぐんきほくちょう みやなる			
協定面積 6.0ha	田 (28%)	畑 (72%)	草地	採草放牧地
	水稻等	野菜等		
交付金額 85万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	共同機械（草刈機）購入		22%
		水路・農道管理費		9%
		無人ヘリコプターによる水稻共同防除		9%
		景観作物管理費		2%
		役員手当・その他		8%
協定参加者	農業者21人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

宮成集落は、広見川の支流・藤川の上流部に位置する典型的な中山間地域である。当集落では、著しい過疎・高齢化の進行に伴い、耕作放棄地拡大の懸念が大きくなっていたが、中山間地域等直接支払制度の第1期、第2期対策の取り組みを行ったことにより、耕作放棄地の拡大を防ぎ、景観の保全にも努めることができた。

当集落では、昔ながらの「組」付き合いがあり、集落の活動についての話し合いを行う常会が毎月1回開催されている。このことから、第3期対策の取組みに際して、集落ぐるみによる体制整備が図りやすいと考えられたため、第3期対策から新設されたC要件（農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するかを集落協定に位置付ける取組み）を選択した。C要件を選択したことにより、サポート体制の取り決めを行うことができ、高齢者でも安心して農業生産活動に従事することができる集落協定を締結することができた。

3. 取組の内容

- ・毎月開催される「組」常会で、交付金を有効活用した集落活動について検討。
- ・水路及び農道の草刈り、補修。
- ・景観作物（ひまわり）の作付けの実施。
- ・無人ヘリコプターによる共同水稻防除（社団法人 鬼北町農業公社へ委託）。



【話し合いの状況】



【ひまわりの作付状況】

〔集落の将来像〕

- 高齢化に対応し、農地を集落全体で管理し、耕作放棄地の発生を防止する。
- 水源機能や農村景観などの多面的機能を次世代に残し、継続性のある農業生産活動が可能となるよう、魅力ある農業集落づくりを目指す。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

農業生産活動等

農地の耕作・管理

(田 1.7ha 畑 4.3ha)

個別対応

水路・作業道の管理

・水路 2.2km、年 2 回
清掃、草刈り

・道路 2.1km、年 2 回草刈り

共同取組活動

無人ヘリコプターによる共同
水稲防除：4.1ha

(うち交付対象農用地 1.0ha)

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年 2 回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け

(景観作物としてひまわりの
作付けを行った：7a)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落ぐるみの農業生産活動の
維持

(農業生産活動が困難となっ
たときのためのサポート体制
の構築)

共同取組活動

4. 今後の課題等

今後も過疎化・高齢化が進み、どのように協定農用地を維持管理していくかが重要となってくる。各農家の後継者も含め、農業生産活動に関するサポート体制を構築することで、高齢であっても安心して農業を営むことができる集落を目指す。

また、景観作物の作付けや農道・水路の管理などを中心とした共同取組活動を積極的に行うことで豊かな農村景観を後継者に残し、魅力ある農村集落づくりを目指す。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- 農道、水路等の維持・管理の実施
- 無人ヘリコプターによる共同水稲防除の実施 初回：平成21年1.0ha(対象農用地のみ実施)
- 景観作物(ひまわり等)の作付け 5年間延べ栽培面積33.7a
- 周辺林地の下草刈りによる景観の保全
- 担い手への農作業委託(協定締結時：1,388㎡、目標：7,206㎡、実績：9,012㎡)

<地場産農産物の加工・販売に取り組む事例>

○集落で生産した農産物を観光名所で加工・販売

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高知県香美市土佐山田町 逆川上			
協定面積 17.1ha	田 (86%)	畑 (14%)	草地	採草放牧地
	水稻	果樹、イモ類		
交付金額 331万円	個人配分			80%
	共同取組活動 (20%)	役員報酬	1%	
		農道・水路管理費	4%	
		機械借上料	15%	
協定参加者	農業者 29人、非農業者 1人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

本地区には、国指定史蹟天然記念物に指定され、観光名所として有名な龍河洞があるが、観光客の減少等でやや地区全体の活気が失われているのが現状である。

逆川上集落協定では、農業者の高齢化が進行していく中で、平成12年度より集落協定を締結し、農用地の保全、耕作放棄地発生防止に取り組んでいる。

3. 取組の内容

平成22年度から農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項として「地場産農産物等の加工・販売」を協定に位置づけ、龍河洞に至る参道で観光客が多い時期に、年間1～2回程度ではあるが協定農用地で収穫したイモを活用し、「イモの天ぷら（通称：イモ天）」を販売している。

また、水路・農道等の補修による耕作放棄地発生防止活動を行うとともに、耕作放棄地発生防止のために共同での草刈りを実施している。

病虫害被害での営農意欲衰退や地域全体での農産物の品質向上を図るため、水稻やショウガを中心に共同防除を実施している。



【イモ天の販売】



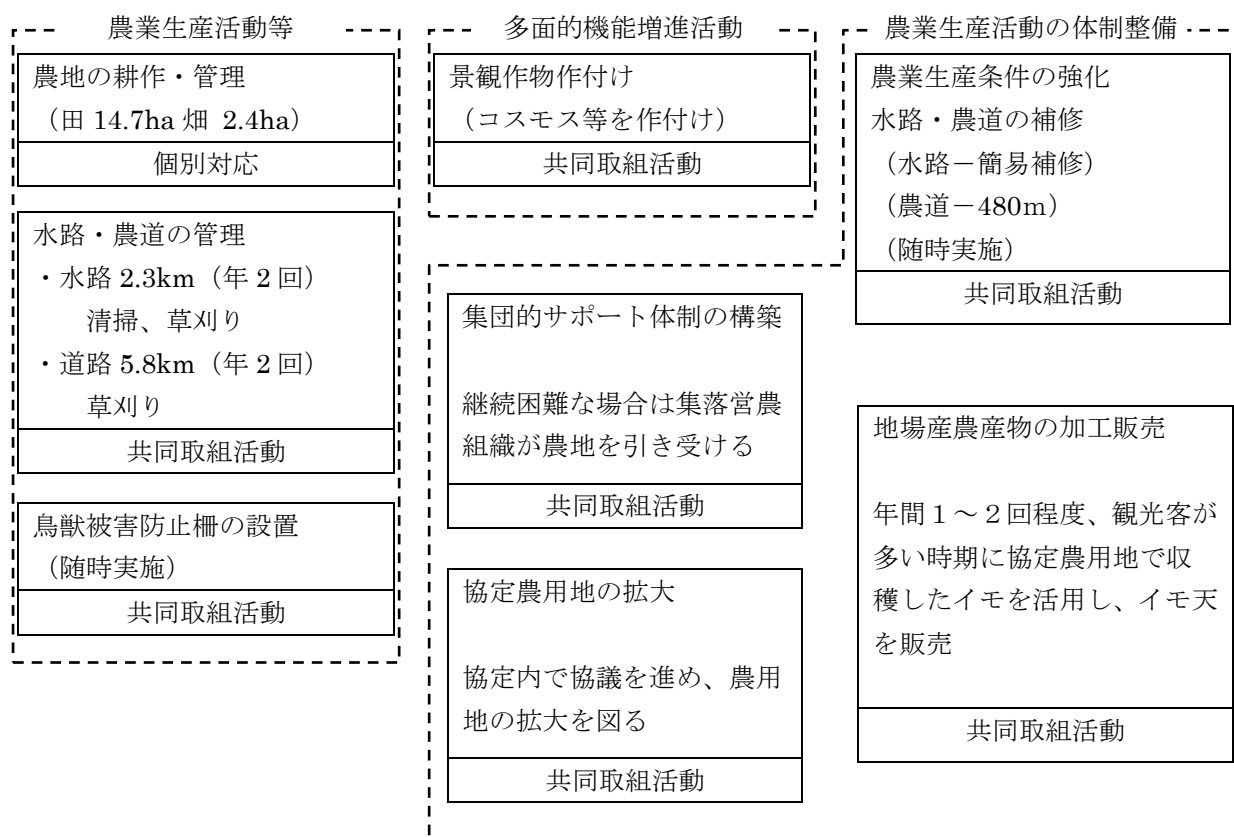
【草刈作業】

[集落の将来像]

集落ぐるみの共同取組活動等により農業生産活動等の体制整備を行っていく。



[将来像を実現するための活動目標]



4. 今後の課題等

現在、集落協定では継続して新たな地場製品の開発と研究が行われており、地域の活性化に向けた取り組みを模索している最中である。

また、この活動に加えて、協定内では今後の農用地の保全、耕作放棄地発生の防止に向けた活動に重点を置いており、今後は、後継者の育成を行うと共に、後継者が地域に残って生計を維持できるような体制整備を構築していくことが課題となっている。

[第 2 期対策の主な成果]

新規就農者を確保 (H17 0人 → H22 1人)
非農家との連携活動を実施 (H17 0人 → H22 3人)